公　　示

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」による行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。

平成２１年　９　月３０日
一部改正　平成２１年１１月２０日
一部改正　平成２２年１２月１５日
一部改正　平成２３年　３　月３１日
一部改正　平成２４年　４　月１３日
一部改正　平成２５年　９　月２０日
一部改正　平成２６年　３　月１３日
一部改正　平成２６年１２月２６日
一部改正　平成２９年　１　月１６日
一部改正　平成３０年　４　月１６日
一部改正　令和　元年１０月３１日

関東運輸局長　神谷　俊広
東京運輸支局長　矢田　淑雄
神奈川運輸支局長　石橋　　健
埼玉運輸支局長　上岡　一雄
群馬運輸支局長　栗本　　久
千葉運輸支局長　飯村　　勉
茨城運輸支局長　鬼沢　秀通
栃木運輸支局長　四月朔日　功一
山梨運輸支局長　春原　俊男

記

１（１）この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①　「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

②　「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を１度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去３年以内に同一営業所において過積載違反を１度行っている場合の当該過積載違反をいう。

③　「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を２度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去３年以内に同一営業所において過積載違反を２度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

（２）次に掲げる違反について、（１）の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

①　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第８条第２項、第１６条第３項若しくは第７項、第２３条、第２５条第４項若しくは第２６条又は道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「運送法」という。）第８４条第１項の規定による命令違反

②　法第２７条第１項又は第２項の違反

③　法第６０条第４項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

（３）次のいずれかに該当する場合の（１）①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

①　営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

②　営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③　事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④　事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達　１(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

２　局長通達１（２）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

３　行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

４　別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の２倍の日車数として扱う。

５　違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第１７条第１項から第４項まで、第１８条第１項又は第２２条第２項若しくは第３項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達５（８）から（12）までに該当する場合を除き、３及び４の規定による日車数等を加重することができる。

①　違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為

②　違反行為が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

③　違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

６　５により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその２倍を上回

らない日車数に、勧告については警告に、警告については１０日車に加重するものとする。ただし、局長通達１（５）の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7　輸送の安全確保義務違反（初違反であり、基準日車等が１０日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、３及び４の規定による日車数等を軽減することができる。

8　７により日車数の軽減を行う場合は、１０日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9　複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10　貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、１から９までの規定を準用する。

附　則

１　この基準は、平成２１年１０月１日から施行する。

２　平成１６年７月２０日け付公示「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（以下「平成１６年処分日車数等」という。）は廃止する。

３　この基準の施行前の違反行為については、廃止前の平成１６年処分日車数等に従って行政処分等を行うものとする。

４　平成２１年１２月３１日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附　則（平成２１年１１月２０日　関自監貨第８１９号、監自貨第１２９８

号、監自保第３２３号）
この基準は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１５日　関自監貨第５６４号、関自貨第１３３５号、関自保第４１９号）
この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日　関自監貨第８２２号、関自貨第１８５０号、関自保第５４３号）
この基準記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第１７条第３項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第４項の規定は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１３日　関自監貨第２号、関自貨第５号、関自保第３号）
この基準は、平成２４年４月１６日から施行する。

附　則（平成２５年９月２０日　関自監貨第３００号、関自貨第７４７号、関自保第３２８号）
１　この基準は、平成２５年１１月１日から施行する。
２　処分基準附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月１３日　関自監貨第６６９号、関自貨第１４５６号、関自保第６８８号）
この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２６日　関自監貨第６４４号、関自貨第１１０９号、関自保第４７４号）
１　この基準は、平成２７年１月１日から施行する。
２　この基準記３中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第５条の２の規定は、平成２７年３月１日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附　則（平成２９年１月１６日　関自監貨第９２４号、関自貨第１２０４号、関自保第４２６号）

この基準は、平成２９年１月１６日から施行する。

附　則（平成３０年４月１６日　関自監貨第２９号、関自貨第６８号、関自保第２５号）

１　この基準は、平成３０年７月１日から施行する。

２　平成３０年６月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（令和元年１０月３１日　関自監貨第３２８号、関自貨第９７３号、関自保第２１６号）

１　この基準は、令和元年１１月１日から施行する。

２　令和元年１０月３１日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。